

新旧対照表（総則編）

改定前					改定後					新計画項	備考		
第3節 過去の災害記録 第3 地震災害 [明治以降の地震]（抜粋）					第3節 過去の災害記録 第3 地震災害 [明治以降の地震]（抜粋）								
西 暦	(略)	被 害 摘 要			西 暦	(略)	被 害 摘 要			21	県地域防災計画の修正 （時点修正）		
2011. 3. 11	(略)	・・・・住家被害：全壊 <u>2,634</u> 棟、半壊 <u>24,995</u> 棟、一部損壊 <u>191,490</u> 棟、床上浸水 <u>75</u> 棟、床下浸水 <u>624</u> 棟 （令和2年3月1日現在）			2011. 3. 11	(略)	・・・・住家被害：全壊 <u>2,638</u> 棟、半壊 <u>25,056</u> 棟、一部損壊 <u>190,491</u> 棟、床上浸水 <u>33</u> 棟、床下浸水 <u>610</u> 棟 （令和4年5月1日現在）						
発 震 年 月 日	震央の位置		マグニチュード	被 害 摘 要	発 震 年 月 日	震央の位置		マグニチュード	被 害 摘 要	23	被害の追加		
2018.9.5	平成30.9.5	36° 28'	141° 20'	5.5	日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。	2018.9.5	平成30.9.5	36° 28'	141° 20'	5.5		日立市、高萩市で震度4を記録。人的被害なし。高萩市で住家一部損壊1棟。	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
発 震 年 月 日	震央の位置		マグニチュード	被 害 摘 要	発 震 年 月 日	震央の位置		マグニチュード	被 害 摘 要	24	被害の追加		
2020.4.12	令和2.4.12	36° 11'	139° 57'	5.1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。	2020.4.12	令和2.4.12	36° 11'	139° 57'	5.1		水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市、つくば市で軽傷各1名、物的被害無し。	
2021.2.13	令和3.2.13	37° 43'	141° 41'	7.3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。	2021.2.13	令和3.2.13	37° 43'	141° 41'	7.3		日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽傷各1名、物的被害無し。	
2021.10.7	令和3.10.7	35° 35'	140° 06'	5.9	古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。	2021.10.7	令和3.10.7	35° 35'	140° 06'	5.9		古河市など17市町で震度4を記録。つくば市で軽傷1名、物的被害無し。	
2021.11.1	令和3.11.1	36° 27'	140° 36'	5.3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。	2021.11.1	令和3.11.1	36° 27'	140° 36'	5.3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名、物的被害無し。	—	—
2022.3.16	令和4.3.16	37° 41'	141° 37'	7.4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。	2022.3.16	令和4.3.16	37° 41'	141° 37'	7.4	水戸市など15市町で震度5弱、古河市など28市町村で震度4、大洗町で震度3を記録。土浦市、ひたちなか市で重症2名、土浦市、常陸大宮市で中等症2名、土浦市、石岡市、筑西市で軽傷4名、物的被害無し。	—	—
2022.4.19	令和4.4.19	36° 9'	140° 3'	5.4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	2022.4.19	令和4.4.19	36° 9'	140° 3'	5.4	城里町で震度5弱、水戸市など10市町村で震度4、高萩市など20市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	—	—

新旧対照表（総則編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第4節 被害想定 第2 首都直下地震 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 被害想定 第2 首都直下地震 (略)</p> <p><u>第3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u></p> <p><u>本市は、令和4年9月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。</u></p> <p><u>なお、法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報</u></p> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。</u></p> <p><u>その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、</u></p>	<p>30</p>	<p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（総則編）

改定前	改定後	新計画項	備考						
<p>第3 被害をもたらす可能性のある水害</p> <p>第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>【関東総合通信局】</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u> </u>の貸し出しに関すること。</p>	<p><u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</u></p> <p><u>当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び市町村等は住民に対して呼びかけを行う。</u></p> <p><u>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件」</u></p> <table border="1" data-bbox="936 571 1738 912"> <thead> <tr> <th data-bbox="936 571 1146 624">情報名</th> <th data-bbox="1146 571 1738 624">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="936 624 1146 778"><u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></td> <td data-bbox="1146 624 1738 778">○ <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="936 778 1146 912"></td> <td data-bbox="1146 778 1738 912">○ <u>想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報名	情報発表条件	<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>	○ <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合</u>		○ <u>想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合</u>	30	県地域防災計画の修正
	情報名	情報発表条件							
	<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>	○ <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合</u>							
	○ <u>想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合</u>								
<p>第4 被害をもたらす可能性のある水害</p> <p>第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>【関東総合通信局】</p> <p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u>等</u>の貸し出しに関すること。</p>	31	番号の整理							
<p>(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車<u> </u>の貸し出しに関すること。</p>	34	文言の修正							

新旧対照表（総則編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>【関東地方整備局利根川上流河川事務所】</p> <p>(10) 大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（「TEC－FORCE」）。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(11) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</p>	<p>【関東地方整備局利根川上流河川事務所】</p> <p>(10) 大規模自然災害発生時の TEC－FORCE <u>(緊急災害対策派遣隊の派遣)</u>。</p> <p><u>(11) 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。</u></p> <p><u>(12) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。</u></p>	35	県地域防災計画の修正
<p>【水戸地方気象台】</p> <p><u>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。</u></p> <p><u>(3) 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市町村長が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</u></p> <p><u>(5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u></p> <p><u>(6) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</u></p>	<p>【水戸地方気象台】</p> <p><u>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p><u>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p><u>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p><u>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p> <p><u>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(6) (削除)</u></p>	35	県地域防災計画の修正